

託児所リフレイル 非常災害マニュアル

1. 平常時の対応

①地震等防災教育の推進

◆子どもの安全能力の育成

・日常保育の中で、命の大切さを教え、子ども自身が自分の身を守ることができるように、年齢に合った安全能力を身につけさせる。

◆消火訓練・避難訓練の実施（毎月1回以上）

・緊急時に職員がマニュアルに従って安全に児童を避難させられるように定期的に訓練を実施する

・津波等を想定し、迅速に避難するためにより実践的な訓練を実施する

◆関係機関への通報や保護者への情報伝達訓練を実施

②施設・設備等の安全対策

◆施設・設備等の日常的な安全点検

・耐震対策の実施

・ロッカー、本棚、テレビ等の転倒防止対策

・消火器、避難経路の整備

・災害等による引き渡し困難時を想定し、児童や職員の人数に応じた備蓄食料等の確保点検

◆保育環境の整備

・日ごろから整理整頓に心がけ、安全環境の整備に努める

・備品や遊具の配置、保管を適切に行うよう努める

・高いところに荷物を置かない

③保育の早期再開に向けた保育体制の検討

・災害後の託児受入方法

・余震対策

・備蓄食料、物資、機材等の確保

④保育所の防災計画の策定

◆災害発生時における防災行動マニュアルの整備

・消防機関、市町、近隣施設及び地域住民等との連絡・協力体制の確立

・職員の連絡・動員体制（連絡系統図）

・避難場所、避難経路、避難時期、避難責任者、避難方法等の確立

洪水を想定した場合

ア 避難場所

- ・近くの建物を事前に洪水時避難場所として設定しておく
- ・洪水時避難場所を複数用意したうえで優先順位を設定し、状況に応じて選択する

イ 避難経路

- ・託児所や屋外活動先から避難場所までのひな経路を地図に明記し、保護者に配布する

ウ 避難時期

- ・収集した洪水関係情報により速やかに判断する
- ・大雨洪水関係情報等から明らかに洪水の被害が想定される場合は迅速に避難する

エ 避難方法

- ・歳児別の避難方法を検討（おんぶひも、乳母車、自動車等）
- ・託児所内の防災組織の整備
- ・職員一人一人の役割分担および行動表の整備
- ・避難にあたり職員数が十分ない場合は、近隣住民等の支援を要請する
- ・応急処置に関する基本的な知識、技術の習得
- ◆全職員の統一した防災意識の確立
- ・職員の防災に関して統一した認識の育成
- ・職員が責任と心構えを持ち、とっさの場合、的確な判断で迅速な行動ができるよう日頃から防災意識を深める
- ◆託児所が避難場所となった場合の検討
- ◆発災後の早期再開に向けた体制の検討

⑤保護者との災害時対応マニュアルの整備

◆緊急連絡先の確認

- ・避難時に外部と連絡が取れるよう持ち出し用の携帯電話を指定し、保護者に電話番号を周知する
- ・保護者の緊急連絡先を事前に確認しておく

※電話等が不通の場合の対応について事前に協議しておくこと

◆保護者との約束事の確認

- ・在宅時に注意情報等が発表された場合、来所しないよう事前に周知しておく
- ・児童の引き渡し場所は突発地震発生時や洪水警報発表時などの状況ごとに設定し事前に保護者へ周知しておく
- ・保護者と連絡が取れない等で引き渡しが困難な場合、避難所で待機させるなどの対応方法を事前に決め、保護者へ周知しておく
- ・被災した場合等の移動先（避難所等）及び経路を事前に保護者へ周知しておく

2. 注意情報が発表された場合の対応

【1】保護者への引き渡し準備的措置の開始

（勤務時間内）

- ①保育の中止
- ②関係機関等との連絡
 - ・保護者への情報発信

- ・保護者からの連絡に対応

③引き渡し準備の開始

- ・低年齢児（～2歳児）を保育しているため、警戒宣言発令後に保護者への引き渡しを開始したのでは、児童の安全確保が困難なことが予想される場合は、保護者への引き渡しを実施
- ・耐震性の劣る保育所は、安全性の確保された施設へ移送するための準備的措置を実施（移送方法、手段の確認等）

④施設・設備等の安全対策

- ・ 出火防止対策と初期消火体制に備える
- ・ 落下物等の点検、危険物の除去
- ・ 非常持ち出し品の準備
- ・ 救護体制の準備等

⑤避難所としての準備

- ・ 自主防災組織等関係機関の運営等の調整等

(勤務時間外)は上記のほか以下の対応

①職員の動員

・ 注意情報が発表された場合、あらかじめ指名されている防災対策職員は直ちに登所し、災害対策本部を組織する

②保護者への情報連絡

- ・ 注意情報が発表された場合、児童は来所しないように事前に保護者に連絡しておく

3. 警戒宣言が発令された場合

(勤務時間内)

①保育の中止

②関係機関等との連絡

- ・ 保護者への情報発信
- ・ 保護者からの連絡に対応

③引き渡し実施

・ 耐震性の劣る施設は、保護者への引き渡しが困難な場合、安全性が確保された施設に児童の移送を実施（避難先は託児所に掲示しておき、事前に保護者に安全性の確保された避難先を周知しておく）

- ・ 保護者への引き渡し完了するまで確実に自動を保育する

④施設・設備等の安全対策

- ・ 出火防止対策と初期消火体制に備える
- ・ 落下物等の点検、危険物の除去
- ・ 非常持ち出し品の準備
- ・ 救護体制の準備等

⑤避難所としての準備

- ・ 自主防災組織等関係機関の運営等の調整等

(勤務時間外)は上記のほか以下の対応

①職員の動員

- ・警戒宣言が発表された場合、あらかじめ指名されている防災対策職員は直ちに登所し、災害対策本部を組織する

②保護者への情報連絡

- ・警戒宣言が発表された場合、児童は来所しないように事前に保護者に連絡しておく

4. 突発地震等が発生した場合の対応

(勤務時間内)

- ①職員の被災状況の把握
- ②事前に定められた保育所内役割分担により対応
 - ・児童の安全を第一に確保し、安全な避難場所に避難誘導
 - ・負傷した児童への応急救護活動を実施
 - ・耐震性の確保されていない施設は安全性の確保された施設へ移送誘導
 - ・保護者への引き渡しを実施
 - ・保護者への引き渡しが完了するまで、児童を確実に保育する
- ③火元の安全確認
 - ・出火している場合は初期消火に努め延焼を最小限に食い止める
- ④災害時の正確な情報を収集し、的確に伝達
- ⑤被害状況（児童・職員・施設・設備等）を確認し、市町に報告
- ⑥避難所としての対応及び住民避難状況の市町への報告
- ⑦閉鎖が必要な場合は張り紙等掲示

(勤務時間外) は上記のほか以下の対応

- ①職員の参集
 - ・職員は直ちに登所し、災害対策本部を組織する
- ②建物の安全確認
- ③被害状況等と取りまとめ市町への報告
- ④休止（閉鎖）が必要な場合は張り紙等の措置

5. 津波警報または津波注意報が発表された場合の対応

(勤務時間内)

- ①保育の中止
 - ・児童及び職員の安否確認
 - ・津波情報の収集（テレビ、ラジオ、防災無線等）

※津波警報や津波注意報が発表された場合、来所しないように保護者へ事前連絡しておく
- ②避難行動の開始
 - ・津波警報、津波注意報に対応して速やかに避難行動を開始する
 - ・津波避難場所（3階建て以上の建物や高台）へ避難

※事前に避難場所、避難経路、避難方法等を設定しておく

 - ・津波避難場所へ避難が完了した場合は再度児童及び職員の安否確認を行う
 - ・津波警報、津波注意報が解除された場合、市町指定の避難所または保育所（安全が確認できた場合）へ移動する

※周辺地域で津波による浸水が予想されている場合は、津波警報、津波注意報が解除されるまで津波避難場所での待機を継続する

③関係機関等との連絡

- ・被害状況を市町へ報告する（必要に応じて消防、警察へ連絡）
- ・保護者への情報発信

※電話やメールが使用できないことも想定されるため、津波避難場所（引き渡し場所）等については、事前に保護者へ周知しておく必要がある

- ・事前に指定した携帯電話等による緊急連絡先により、保護者からの連絡に対応する

④引き渡しの開始

- ・津波警報、津波注意報が解除された場合、事前に保護者へ周知しておいた避難所で児童を保護者へ引き渡す
- ・保護者と連絡が取れない等、引き渡しが困難な児童は避難所で待機させる
- ・引き渡し後に被害に遭うことがないように当面の避難方法について注意を喚起する

（勤務時間外）は上記のほか以下の対応

①職員の動員

- ・津波警報、津波注意報が発表された場合、あらかじめ指名されている防災対策職員は直ちに事前に指定しておいた避難所へ向かい、災害対策本部を組織する

②保護者への情報連絡

- ・津波警報、津波注意報が発表された場合、来所しないよう事前に保護者へ連絡しておく

6. 被災後の保育所再開に向けての対応

①利用実績のある児童の被害状況の把握

- ・公式 LINE の一斉配信で託児所の状況を発信し、安否について可能な限り確認をする

②職員の被害状況の把握

- ・職員、家族の安否、家屋等の被害状況把握

③施設・設備等の安全点検及び施設の確保

- ・専門家（県、市町の営繕担当係等）に安全点検依頼し、使用可能な施設かどうか確認
- ・使用可能な場合は、施設内の片づけを実施
- ・トイレやライフラインの復旧状況を確認し、早期に再開できるよう関係機関に要請

④市町との協議のうえ保育を再開

- ・震災後保育の準備
- ・余震対策等の準備
- ・状況を見て、託児業務の再開（ライフライン・安全衛生の確保等）

⑤避難所となった場合、保育の再開を周知し、避難者との連携を図る

⑥保護者からの相談への対応

・被災により児童が受ける身体的、精神的ストレスを考慮し、ケアの方法や相談先となる専門機関等の把握などの情報収集に努める